

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十二年六月二十二日から同年十月二十二日までに奈良県産業・雇用振興部商業振興課に到着するよう提出してください。

平成二十二年六月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 シヨツピングデパート川西

所在地 磯城郡川西町結崎五九八番地ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 三〇〇台

（変更後）位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 三〇〇台

2 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十一時

（変更後）開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時五十分

（二）来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から午後十一時三十分

（変更後）午前八時五十分から午後十時

（三）駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 二箇所

位置 届出書添付図面記載のとおり

（変更後）出入口の数 二箇所

位置 届出書添付図面記載のとおり

三 届出年月日

平成二十二年六月十一日

四 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部商業振興課

五 縦覧期間

平成二十二年六月二十一日から同年十月二十一日まで

六

縦覧時間

午前九時から午後五時まで